

令和
三
年
五條市議会第一回三月定例会会議録(第三号)

令和三年三月二十五日(木曜日)

議事日程(第三号)

令和三年三月二十五日 午前十時開議

第一 議第 十六号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について

議第 十八号 令和二年度五條市一般会計補正予算(第九号)議定について

議第三十一号 五條市気候非常事態宣言について

第二 議第 七号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

議第 十三号 五條市墓地条例の一部改正について

議第 十四号 五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定について

議第 十七号 調停申立事件に係る和解について

議第 十九号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について

議第 二十号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算(第三号)議定について

議第二十一号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について

第三 議第 三号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

議第 五号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

一部改正について

議第八号 五條市介護保険条例の一部改正について

- 議第二十二号 令和三年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十三号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十四号 令和三年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十五号 令和三年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十六号 令和三年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十七号 令和三年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十八号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第二十九号 令和三年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 議第三十号 令和三年度五條市水道事業会計予算議定について
- 議第三十二号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定について
- 議第三十三号 工事請負契約の変更について
- 第六 同第一号 五條市副市長の選任について
- 第七 同第二号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第八 同第三号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同第四号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同第五号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第九 発議第一号 総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査経費について
- 第十 発議第二号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平田	養全	伊賢
龍美	雅雅	耕				佳		雅清		全康	賢司
恵											
雄子	範司	実孝	秀正	一	司	康	司				

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監
太田	檜内	堀内	南	冠
好成	内	伸	則	雅
紀吉	起	行	之	

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

去る二月二十六日、市民の方が議長室まで来られ、平岡議会運営委員会委員長と私で出会わせていただきました。

内容につきましては、二月六日に福塚 実議員が、接待を伴う飲食店、スナックで夜遅くまでマスクを着用しないで数名で騒いでいた。新型コロナウイルス感染症対策で市民の代表として範を示さなければならぬ立場であるのに、そのような行動でいいのかとお叱りを受けた次第であります。

このことを受けて、三月二日、議員全員協議会を開催し、事実確認を行い、福塚 実議員が事実を認め謝罪いたしました。私は、コロナ禍で多くの方が外出等を自粛し、経済的にも苦境に陥っている方がたくさんいる中において、市民の要望を聞き、行政に反映していかなければならない責務があると考えます。

よって、私たち議員は、各自行動記録を控え、日々緊張感を持って行動してまいりたいと思います。

福塚 実議員に対し、今後このようなことがないよう、厳重注意をいたします。八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先般、議長がおっしゃられましたとおり、友人とともに飲食を伴う店に行き、コロナ禍の中ということでございまして、御来店なされている方々に不快な思いをさせたことを深く反省しております。

今後、このようなことがないよう、また友人と会食を行うときには……、友人との会合も節度ある対応で行ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（山口耕司）この際、申し上げます。

既に報道関係各社より報道発表があったとおり、昨年十二月に市長より、市議会だよりG O J Oに掲載する一般質問の原稿は、議員自ら執筆を行うべきものであるが、議会事務局職員に代筆させているとの御指摘を受け、その後、伊谷議会広報編集委員会委員長に内部調査を依頼し、三月二日、議員全員協議会を開催し、吉田雅範議員及び福塚 実議員は、長年にわたり、自らが原稿を執筆していない事実を認めました。

この市議会だよりG O J Oの発行に当たっては、毎回、議会広報編集委員会委員長から、一般質問を行った議員は一千文字以内に原稿をまとめ、提出するよう締切日が設定されていきました。

しかしながら、議員自らの責務を果たさず、議会事務局職員に負担をかけていた吉田雅範議員及び福塚 実議員に対し、厳重注意をいたします。

初めに、吉田雅範議員の発言を許可いたします。吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）議長の発言の許可をいただきましたので、職員さんに甘えてしまいこのような結果になってしまいました。以後、こういうことのないことをお誓い申し上げます。どうも……。

○議長（山口耕司）次に、福塚 実議員の発言を許可いたします。

○八番（福塚 実）私も、議会広報の部分で、事務局に甘えてそのように大変お世話になっていたことに大変反省しております。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（山口耕司）次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十六日、午後二時四十分から奈良県広域消防組合消防本部において開催されました令和三年奈良県広域消防組合第一回定例会の概要報告をいたします。

本会議では、初めに管理者の大和郡山市長から議会招集の挨拶があり、本定例会の会期を一日間とすることが決定され、会議録署名議員の指名の後、議長から諸報告、管理者から行政報告がありました。

続いて、一般質問に入り、議員から、奈良県広域消防組合議会の運営における組織体制の見直しに関する決議についてただしたのに対し、「組織体制の見直しは、企画調整会議で協議・検討するが、最終的には規約の変更も必要となることから構成市町村に対し意見聴取を行った。その意見を踏まえて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

また、議員から、懲戒免職となった職員の処分とその後の対応についてただしたのに対し、「組合として下した判断は適当と考え、県人事委員会へ再審請求をし、その内容が確定するまで公表を控えていた。また、職場復帰後の給与等については、所属区分と協議した上で区分において負担している。」との答弁がありました。

続いて議案審議に入り、報第一号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、議第一号、奈良県広域消防組合分担金条例の制定についてほか十七議案、議第十九号、令和二年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第三号）について及び議第二十号から議第三十一号、令和二年度奈良県広域消防組合各特別会計補正予算十二議案について、議第三十二号、令和三年度奈良県広域消防組合一般会計予算について、議第三十三号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、それぞれ提案理由の説明の後、慎重審議が行われ原案のとおり可決されました。

同第一号から同第三号、奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めるとききましては、それぞれ提案理由の説明の後、慎重審議が行われ、岸田守弘氏、新座博行氏及び中村吉孝氏がそれぞれ原案のとおり同意され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料は事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和三年奈良県広域消防組合第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団議会の報告があります。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実登壇〕

○八番（福塚 実）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十六日、午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました、南和広域医療企業団議会議令和三年第一回定例会の概要報告をいたします。

本会議では、初めに、南和広域医療企業団、藤井企業長職務代理者から議会招集の挨拶があり、議長の開会宣告及び開議宣告並びに会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

続いて、議案審議に入り、選第一号「南和広域医療企業団議会の副議長の選挙について」、指名推選により、私が副議長に選任されました。次に、選第二号「南和広域医療企業団議会議務委員会の委員長を選任について」、天川村選出の銭谷議員が選任されました。

続いて、諸報告があり、次に、議第一号「令和二年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第四号）について」、議第二号「令和三年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」、議第三号「南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」、議第四号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、報第一号「専決処分の報告について（損

害賠償額の決定)」、及び同第一号「南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて」、それぞれ提案理由の説明がありました。

中でも、特に議第二号「令和三年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」は、収益的収支では、収入を百三億九百六十万円余り、支出を百三億五百八十万円余りとするもので、収益的収支は三百八十万円余りの黒字となり、現金収支を伴わない収益・費用分などを含めた実質収支は、一億七千三百万円余りの黒字となるとの説明があり、慎重審議を期するため、議第一号から議第四号、報第一号及び同第一号の六議案が総務委員会へ付託されました。

その後、総務委員会を開催し、付託された議案について、慎重審議を行い、各議案とも原案どおり可決または同意することに決しました。報告された一議案については、理事者から詳細な報告を受けました。

同第一号「南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、規約第十二条第二項の規定に基づき、新たに高野馨氏を監査委員に選任することに原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、理事者からの報告事項として、一、令和二年度診療状況について、二、令和二年度収支状況についての二件の説明を受け、未収金対策及び企業団公用車のドライブレコーダー等装備などについて関連な意見交換を行い、総務委員会は終了しました。

総務委員会終了後、本会議が再開され、総務委員会に付託された六議案について、総務委員会委員長報告どおりに決することについて採決を行った結果、原案のとおり可決または同意され、報告は受理されました。

続いて、総務委員会の閉会中の継続審査についての申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料は事務局に保管しておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、南和広域医療企業団議会議令和三年第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長(山口耕司) 以上で、南和広域医療企業団議会議会の報告を終わります。

次に、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告があります。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番(大谷龍雄) それでは議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月十九日、午後二時三十五分から御所市やまとクリーンパー

クにおいて開催されました、令和三年やまと広域環境衛生事務組合第一回定例会の概要報告をいたします。

会議では、まず、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定、開議の宣言、会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日とすることが決定されました。

続いて、議案審議に入り、議第一号「令和二年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）について」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百六十七万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九億四千五百七十六万一千円とするもので、補正予算の主なものは、地元との覚書で健康増進施設の建設が履行されていない補償として、かみきみの湯の利用券を配布するための予算であるとの説明があり、議員から、地元の皆さんとの重要な覚書を履行されていないもとは、必要なことであると考えるが、利用券の配布方法については、有効に活用していただくよう、地元の皆さんとよく話し合いをしていただくことが大切ではないかとの意見があり、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決されました。

次に、議第二号「令和三年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について」は、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ九億二千六百十三万六千円で、歳入については、一款分担金及び負担金については、本組合を構成する三市町の負担金で八億二千九百十五万円。二款財産収入については、基金利子で十六万円。三款繰入金については、財政調整基金繰入金で一千五百六十八万九千円。四款諸収入、一項預金利子については一万円。二項雑入については、売電収入並びに資源物売却料等で八千百二十二万七千円。

歳出については、一款議会費については、議員報酬等で二十九万六千円。二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費については、組合事務運営に伴う諸経費等で七千六百八十一万四千円。二目財産管理費については、基金積立金等で八千二百四十六万三千円。三目公平委員会費については、報酬で一万六千円。一項総務管理費の合計は、一億五千九百二十九万三千円。二項監査委員費については、報酬で一万五千元。二款総務費の合計は一億五千九百三十万八千円。三款衛生費、一項清掃費、一目清掃総務費については、施設光熱水費並びに土地借地料等で四千六百五十四万九千円。二目ごみ処理費については、ごみ処理施設に係る委託料等で七億一千四百九十八万三千円。三款衛生費の合計は七億六千五百五十三万二千元。四款予備費については五百万円であるとの説明を受け、議員から、地元との覚書で履行されていない健康増進施設については、地元の方の意見をよく聞いていただき、早く施設の内容を決定し、できるだけ早く建設が進むようお願いするとの意見があり、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決されました。

なお、会議資料は事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和三年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回定例会の報告といたします。
ありがとうございます。

○議長（山口耕司） 以上で、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告を終わります。

○議長（山口耕司） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司） 日程第一、議第十六号、議第十八号及び議第三十一号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会養田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康） ただいま議題となりました、議第十六号、議第十八号及び議第三十一号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第十六号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、事業内容の追加により、計画の変更を要するため、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回計画に追加する屋外運動場及び水泳プール改修事業の内容についてただしたのに対し、「屋外運動場については、五條西中学校グラウンド整備工事であり、水泳プールについては、令和三年四月から五條南小学校となる施設のプールの耐震補強工事等や、五條東中学校のプールの漏水に対する防水工事等である。」との答弁があり、また、委員から、それぞれの概算事業費についてただしたのに対し、「五條西中学校グラウンド整備工事については、七十九万円で、うち過疎対策事業債の充当は七十万円を、野原中学校適正化改修工事については、五千四百万円で、うち過疎対策事業債の充当は四千七百七十万円を、五條東中学校プール防水改修

工事については、一千百五十二万五千円で、うち過疎対策事業債の充当は一千百五十万円をそれぞれ見込んでいます。」との答弁があり、委員から、過疎対策事業債は借入れであるので、運用については、よく考えて行っていただきたいとの意見がありました。また、委員から、五條西中学校グラウンド整備工事について、毎年土を入れていっている場所なので、工事方法について、よく考えて行っていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、学校適正化に伴うバスの運行形態についてただしたのに対し、「西吉野町方面については、市のバスを現状の台数で運行し、阪合部・大深町方面については、市の二台のバスと業者から一台のバスを借りて運行する予定をしている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十八号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正で、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億七千三百九十一万四千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ二百六十三億三千八百八十五万七千円とするもので、歳出予算の主な内容は、一般管理費給料等の追加五千七百五十八万一千円、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料の追加二百三十六万五千元、大塔ライフハウス整備工事費六千八百六十四万円、買い物支援用車両購入費七百七十万円、南和広域医療企業団負担金の追加百十五万円、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の追加一千三百六十九万五千元、ため池調査業務委託料の追加二千五百万円、五條市中小企業等事業者支援金更正減一千二百四十万円等であり、歳入予算の主な内容は、地方消費税交付金一億円の更生減、分担金及び負担金二千六百万円、国庫支出金二千九百三十万円、県支出金三千三百七十七万三千元、寄附金五百万円、繰越金二千三百四十四万一千円、市債一億五千七百万円を追加し、歳出との均衡を図ったものであり、繰越明許費の主な内容につきましては、追加事業として、調査特別委員会事業百四十九万二千元、新庁舎建設事業一億六千七百四十三万五千元、（仮称）五條B認定こども園整備事業六千四百四十四万円等であり、変更事業として、道路新設改良事業は、現計予算に一千八百万円を増額し、三千五百万円を繰り越すもの等で、債務負担行為の主な内容につきましては、五條市5万人の森公園指定管理料は、令和二年度から令和五年度までの限度額を一千七百七十万円とするもの等で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、ふるさと五條市応援寄附金の件数、金額等についてただしたのに対し、「令和三年一月末現在の件数は六千六百五十一件であり、寄附金額は七千二百六十六万二千元で、楽天で受付を行った返礼品代を含む委託料は、三千七百八十二万三千四百四十九円で、市で受付を行った報償費は四十万七千三百三十四円である。」との答弁があり、また、委員から、現在では、楽天以外にもふるさと納税に関する業者がたくさん増えていると思うので、検討していただき、少しでも市にお

金が残るようにしていただきたいとの意見がありました。また、委員から、寄附金をどのように有効活用しようとしているかについていただいたのに対し、「寄附者に対し、六項目から寄附金の使用目的を確認しており、おおむね五八パーセントの方が医療・福祉・環境保全に関する事業に使ってほしいとの回答がある。」との答弁がありました。

委員から、大塔ライフハウス整備工事の内容についていただいたのに対し、「旧大塔小・中学校の一階を介護事業、児童発達支援事業を行うために用途変更し、消防法及び建築基準法等に適合するように改修を行うことや、介護事業等に係るお風呂の改修等を行うものである。」との答弁があり、また、委員から、デイサービスのための改修についていただいたのに対し、「学校の校舎から福祉施設に改修するに当たり、排煙装置や非常用照明等が必要になる。」との答弁がありました。

また、委員から、生活保護世帯の件数の前年度との比較についていただいたのに対し、「九世帯、十二名減少している。」との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の追加の内容についていただいたのに対し、「ワクチン接種に係る体制整備の準備等の費用である。」との答弁があり、委員から、市民の方に、ワクチン接種に関する正確な情報をお伝えしていただきたいとの意見がありました。また、委員から、インターネット予約システム導入業務委託料の内容についていただいたのに対し、「接種希望者が、スマートフォンやパソコンから二十四時間、予約を取っていただけるようなシステムの導入を考えている。」との答弁があり、委員から、予防接種の接種券を印刷する際に、予約サイトのQRコードを印刷すれば、予約も簡単にできると思うので、考えていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、中小企業等家賃支援給付金の交付実績をいただいたのに対し、「令和三年三月四日現在で、二十三件を交付決定した。」との答弁がありました。

また、委員から、今年度における退職者数についていただいたのに対し、「定年退職者は八名で、定年以外の退職者は、特別職を含め十名で、合計十八名である。」との答弁がありました。

委員から、南和広域医療企業団負担金が追加となった理由についていただいたのに対し、「令和二年十二月に地方交付税の単価改正があり、訪問看護の地方交付税の単価改正等によるものである。」との答弁があり、委員から、今年度に市町村の負担割合を見直す予定となっているが、反映されているかをただしたのに対し、「現在、五年に一度の負担金の見直しはされていない。」との答弁があり、委員から、負担金の見直しについての本市の考えをただしたのに対し、「今後の方向性を各自自治体で勉強し、新しい企業長のもとで議論を進めていく。各自自治体の財

政状況も厳しいが、協議を進め南和地域の医療が継続できるよう一市三町八村で連携しながら進めていく。」との答弁がありました。

また、委員から、新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュール等をただしたのに対し、「医療従事者から順番に接種を行っていく予定であるが、現在はつきりとした状況が示されていない。」との答弁があり、委員から、接種の体制についてただしたのに対し、「医療機関での個別接種と、会場を確保しての集団接種の二通りの方法を併用して実施できるよう医師会と現在協議を進めている。」との答弁がありました。

また、委員から、大塔ライフハウスの運営についてただしたのに対し、「高齢者のデイサービスについては、昨年四月まで一般財団法人大塔ふる里センターが行ってきたが、五月から大塔ライフハウスが実施している。また、児童発達支援については、昨年十月二十九日に県の指定を受けたので、令和三年四月から募集し、五月から実施したいと考えている。」との答弁があり、委員から、買い物支援について、大塔地域だけでなく、市内全体の買い物支援の考え方についてただしたのに対し、「車両を一台購入し、見守りを兼ねて週五日のうち三日程度で、大塔町・西吉野町に行く予定を検討しているが、市全体として、買い物支援が必要などころを考えながら、検討を進めていく。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十一号 五條市気候非常事態宣言につきましては、地球規模で温暖化に起因すると考えられる記録的な異常気象が続き、大型台風などによる甚大な被害や死者が増加する現下の状況に鑑み、全国的にも複数の自治体で同様の宣言が发出されていることから、平成二十三年の紀伊半島大水害による甚大な被害を経験した本市においても、市民の方が地球温暖化の抑制に資する「環境負荷を低減する生活」に意識を向けていただく契機とするため宣言を发出するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、日本全体、世界全体において大変重要な課題であり、日本政府に対する働きかけが大事であるとの意見があり、他の自治体で宣言されている内容の資料配布があり、意見調整のため暫時休憩となりました。

再開後、地球温暖化対策は大変重要な課題であるので、本市においても、全市議会議員が行政と一体となって取り組まなければならないとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市教育大綱について」及び「認定こども園について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第十六号、議第十八号及び議第三十一号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第七号、議第十三号、議第十四号、議第十七号、議第十九号、議第二十号及び議第二十一号の七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第七号、議第十三号、議第十四号、議第十七号、議第十九号、議第二十号及び議第二十一号の七議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第七号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険料及び国民健康保険税の減免基準を県下で統一す

るため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、減免理由となる行方不明となった者の判断基準についてただしたのに対し、「行方不明届出書の写しの提出等である。」との答弁があり、委員から、一人住まいの方が行方不明になった場合の判断基準についてただしたのに対し、「国民健康保険税については、一定期間が経過すると督促状を送送するので、そのときに実態調査を行い、行方不明であることが分かると警察に問合せ等を行い、その後、判断することになる。」との答弁がありました。また、委員から、今回の主な改正点をただしたのに対し、「減免事由から、身体障害者手帳などの交付を受けている非課税世帯を削除し、新たに天災により収入が減少した場合、生活保護を受けることとなった場合が追加となること等である。」との答弁があり、また、委員から、条例に定める住宅についての著しい損害の基準をただしたのに対し、「罹災証明書で、住宅の全壊半壊等の記載に基づき判断する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十三号 五條市墓地条例の一部改正につきましては、墓地の管理運営に係る規定の整備を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、現況の墓地の使用権の調査をしているかをただしたのに対し、「五條市新墓地について調査をした結果、百四十五区画が未使用区域であることが判明し、使用区域の使用者に返還を求めたが、『過去に使用料を納付しているので、無条件で返還はしない。』とのことであった。また、八十八区画が無断で名義変更されていたことが判明したが、現在の条例では規定や罰則がないため、解決するために条例を改正することとした。」との答弁があり、また、委員から、五條市新墓地の駐車場の駐車台数をただしたのに対し、「五台である。」との答弁があり、委員から、二千七百区画の墓地に対し駐車できる台数が少ないことについてただしたのに対し、「五條市新墓地の西側に私有地があり、所有者の方の御厚意により使用させていただいており、約三十台の駐車が可能である。また、墓参りの多い時期でも満車になることがないと聞いている。」との答弁があり、委員から、今後、五條市新墓地に対する駐車場の検討についてただしたのに対し、「現状の課題についてよく整理をし、今後の方向性を検討してまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十四号 五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体の名称はアスカ美装株式会社、代表者は代表取締役森脇大統、住所は檀原市醍醐町二百九十六番地の一で、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体で、指定の期間は、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までで、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回の指定管理料が以前と比較して減額となっている理由についてただしたのに対し、「指定管理料は、必要最小限の草刈り等の維持

管理費のみとし、物販やカフェ等の自主事業及びキャンプ等の料金収入で公園の運営を行っていただくこととしたためである。」との答弁があり、また、委員から、企業の後押しができるような形で、規制もできる限り外していただけるものは外し、また、ネーミングライツについても、その会社の認知度向上にもつながるので、検討していただきたいとの意見がありました。また、委員から、過去の指定管理料が高額であったことについてただしたのに対し、「委員と同様の考えから、これまでの指定管理料を検証し、当初の募集において指定管理料をゼロにしたところ応募がなかったため、施設の維持管理経費等を再検証し、指定管理料をこれまでの半額程度にして再度募集を行ったところ、応募があった。今後は、指定管理者において創意工夫をこらし、収益が増加する経営に取り組んでいただきたいが、市としても可能な範囲でしっかりと支援してまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十七号 調停申立事件に係る和解につきましては、分担金支払請求調停申立事件に関し、五條簡易裁判所の和解勧告に従い和解するため、和解の相手方は、吉野町長中井章太で、和解事項は、相手方が申立人である五條市長に対し、申立人が建設した、し尿処理施設「五條市クリーン・オアシス」整備に伴う周辺環境整備事業費用の分担金のうち、地元対策費として一千五百万円及び今後三十年間に及ぶ市道川端線、市道二見二九号線及び市道二見一―号線の舗装等の整備費として一千百万円、合計二千六百万円の支払い義務が相手方にあることを認め支払うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、和解金額が二千六百万円となり、地元対策等に対応が可能であるかをただしたのに対し、「三十年間で一千五百万円の地元対策費と、二回の市道の舗装費用が約一億一千万円必要となり、舗装費用の十分の一である一千万円を吉野町に負担いただくことにより対応可能と考え、和解させていただいた。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十九号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税減免による減収分に対して国庫補助金等が見込まれるため、歳入予算において財源更正を行うもので、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入において、一般被保険者国民健康保険税から七百七十五万六千円を減額し、災害等臨時特例補助金に四百六十五万四千円及び保険給付費等交付金に三百二十万二千円を追加するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、減免申請のあった職種、件数をただしたのに対し、「職種は、飲食業、理容業、建築業及び農業等であり、申請は、令和三年二月末時点で、五十件である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、大塔診療所が新型コロナウイルス感染症による発熱外来医療機関として認定を受けたことによる国庫補助金等の受入れに伴い、歳入予算において財源更正を行うもので、歳入歳出の予算総額に増減はなく、歳入において、発熱外来診療体制確保支援補助金三百二十九万四千円及び奈良県感染症拡大防止等事業補助金十五万円を追加し、一般会計繰入金三百四十四万四千円を減額するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十一号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、現計予算額に歳入歳出それぞれ四百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五億五百八十七万七千円とするもので、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金四百五十万円を追加するもので、歳入において、現年度分特別徴収保険料四千二百三十七万一千円を追加し、現年度分普通徴収保険料三千七百八十七万一千円を減額し、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「都市計画マスタープランについて」報告を受けた次第であります。
以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第七号、議第十三号、議第十四号、議第十七号、議第十九号、議第二十号及び議第二十一号の七議案を一括して採決いたします。お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本七議案は原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本七議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）トイレ休憩のため、十一時五分まで休憩いたします。

午前十時四十九分休憩に入る

午前十一時二分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第三号、議第五号、議第八号及び議第二十二号から議第三十号までの十二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会吉田 正委員長。

〔予算審査特別委員長 吉田 正登壇〕

○予算審査特別委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第三号、議第五号、議第八号及び議第二十二号から議第三十号までの十二議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月八日の本会議におきまして、令和三年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、福塚 実議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、平岡清司議員、養田全康議員と私、吉田 正の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、吉田 正が、副委員長に岩本 孝委員がそれぞれ互選されました。審査に入り、審査日程

については十一日、十二日及び十五日の三日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。なお、予算関連議案の議第三号は民生費、議第五号は衛生費、議第八号は介護保険特別会計で、それぞれ提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十一日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

一 大規模広域防災拠点整備事業説明会を阪合部地区で開催した回数をただしたのに対し、「令和二年十一月から令和三年二月までに七回開催した。」との答弁があり、委員から、市としては、自衛隊誘致を諦めたわけではなく、要望活動は進めていく方向であるかについてただしたのに対し、「そのとおりである。」との答弁があり、委員から、大規模広域防災拠点の第一期工事に向けての今後の予定についてただしたのに対し、「県が夏ごろまでに大規模広域防災拠点整備基本計画を策定すると聞いている。」との答弁があり、委員から、地元との調整をしっかりとしていたきたいとの意見がありました。また、委員から、説明会における質問事項についてただしたのに対し、「二千メートル級滑走路の計画による騒音問題、また、大規模な造成工事による農業用水や調整池の問題、工事用道路に関する質問等である。」との答弁がありました。

二 二千メートル級滑走路の整備計画の見直しについてただしたのに対し、「県は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に備え、救助要員の集結及び救援物資の集積・配送機能などに優れた防災機能を有する広域防災拠点の整備が是非必要との観点であり、また、紀伊半島が被災した際の後方支援拠点としての機能を担う面から、本市に二千メートル級滑走路を有する大規模広域防災拠点の整備を進めようとしている。」との答弁がありました。

三 市道大津相谷線道路工事後のスケジュールについてただしたのに対し、「令和三年度に仮設道路を設置、令和四年度から本線の改良工事を施工し、令和五年度に竣工する計画である。」との答弁があり、委員から、市内で一番大きな避難所となっている総合体育館に向かうための重要な道路である。工事の進捗の遅れや地元迷惑をかけることのないようにしっかりと進めていただきたいとの意見がありました。

四 学校適正化終了後の阪合部小学校の二階部分に整備を計画している公民館について、地元の方との協議の進捗状況をただしたのに対し、「一月に阪合部地区自治連合会総会で説明をさせていただいた。」との答弁があり、委員から、地元の方に一定の理解を得られているかにつ

いてただしたのに対し、「特に御質問等はなかった。」との答弁がありました。

五 野原小学校の跡地利用の計画についてただしたのに対し、「空き校舎となる野原小学校の教育施設としての利活用計画は、現在、未定である。」との答弁があり、委員から、空き校舎を社会教育団体等に貸出しをすることは可能であるかについてただしたのに対し、「今までは、学校長が管理者として常駐していた。今後は教育委員会事務局が一定の管理をしていくが、貸出しについては、非常に難しい。」との答弁があり、委員から、部活動等を一生懸命頑張っている本市の財産である子供が、空き校舎を利用することに対する考えについてただしたのに対し、「今後、いろいろな意見を調整しながら最終的な判断を行う必要があるので、協議を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

六 物品、役務の入札に関する官製談合事件以降における改善点についてただしたのに対し、「より公正、公平で、適切な入札事務を行うためには、統一的な定めや手引等を整備し、令和二年度から適用している。入札または随意契約について、予定価格が一定金額以上のものについては、副市長を会長とする物品購入等入札契約審査会において審査を行っている。」との答弁がありました。

七 新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールについてただしたのに対し、「医療従事者から優先接種が始まり、令和三年度中に六十五歳以上となる方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、六十歳から六十四歳の方、その他の方の順序で予定している。」との答弁があり、委員から、接種会場についてただしたのに対し、「集団接種会場として、保健福祉センター、西吉野コミュニティセンター及び大塔診療所の三箇所を予定している。また、個別接種については、医師会等にも協力していただき効率的な接種に努めていきたい。」との答弁がありました。

八 みどり園跡地利用のスケジュールについてただしたのに対し、「今年度は、県と最終処分場についての処分方法の検討を進めており、協議事項についてはおおむね承認を得たので、今後、廃止手続きや都市計画の用途区域の変更を行う予定である。」との答弁がありました。

九 新庁舎移転に伴う現庁舎の跡地利用についてただしたのに対し、「五條市ビジョンに庁舎跡地整備事業として掲載されており、市のまちづくり計画等、様々な観点から調査検討していく必要がある、五條市新庁舎整備委員会に諮り検討していただいている。本庁舎及び別館については耐震性がなく、しかるべきときに解体撤去し、また、分庁舎及び第二分庁舎については、耐震性があるので基本的には有効利用していきたい。」との答弁がありました。

十 ICT教育におけるタブレット端末の設定方法等についてただしたのに対し、「保護者向けに『GIGA School Manual』を作成して配布しており、設定方法等の啓発を行っている。」との答弁があり、委員から、双方向の通信についてただしたのに対し、「令和

三年度の一学期中をめどに、活用ができるよう研修支援を行っていきたい。」との答弁がありました。

十一 瓢箪池の現況についてただしたのに対し、「現在、護岸工事を進めているところである。」との答弁があり、委員から、池の西側にある住宅の地盤沈下についてただしたのに対し、「平成二十七年に同様の相談があり、設計書及び施工状況を確認し、現地調査を行い、護岸工事に起因するものではないとの結果を自治会長に御説明し、御理解をいただいている。」との答弁があり、委員から、現況を再確認していただくことについてただしたのに対し、「現況を再確認し、後日報告させていただく。」との答弁があり、委員から、池周辺のフェンスがない場所についても、土地の所有者等を確認していただき、大事故等につながらない対策をとっていただきたいとの意見がありました。

十二 JR五条駅前周辺整備の進捗状況についてただしたのに対し、「県との連携協定に基づくまちづくり基本計画等により、西日本旅客鉄道株式会社と協議しながら進めている。」との答弁がありました。

十三 市職員のラスパイレス指数についてただしたのに対し、「九五・一であり、県下十二市の中で最下位である。」との答弁があり、また、委員から、市職員の採用方法についてただしたのに対し、「地方公務員法に規定があり、正規職員については、競争試験により選考することとなり、会計年度任用職員については、競争試験または選考によることとなっている。」との答弁がありました。

十四 小学校三十五人学級の方針に対する対応についてただしたのに対し、「市内小学校七校のうち六校が単学級であり、一学級三十五人を下回っている。一校だけが、今年度六年生が七十四名で施策に該当することとなるが、現在も少人数加配の教師が一名増員されていることから、三学級の学級編制を行っている。」との答弁がありました。

十五 簡易水道事業の現状についてただしたのに対し、「二十施設あり、十施設が水道局の直営で、残りの十施設が地元組合で維持管理運営を行っているが、現在、百谷地区、赤松地区及び阪巻地区の統廃合により、施設の合理化を目指した工事が間もなく完了する予定で、令和三年度から直営により水道を供給する予定である。」との答弁があり、委員から、今後の計画についてただしたのに対し、「県域水道一体化構想により、令和六年度に水道企業団設立の計画がある。令和五年度を目標として施設整備を進めながら、直営化を目指している。」との答弁があり、委員から、今まで以上に努力をしていただき、市民に喜ばれる施設となるようお願いするとの意見がありました。

十六 角川の河川改修工事についてただしたのに対し、「河川改修については、しっかりとした計画を立てる必要があり、今後十分精査した上で検討していきたい。」との答弁があり、議長から、できるだけ早く角川の河川改修をし、一刻も早く市道（仮称）東阿田西阿田線を開通していただき、南奈良総合医療センターへのアクセス道路となるようにしていただきたいとの意見がありました。

十七 自治会への加入促進の施策についてただしたのに対し、「転入者に対し、市民課の窓口で『自治会案内リーフレット』を配布しており、また、広報五條に定期的に自治会加入の案内を掲載するなどしている。」との答弁があり、議長から、自治会加入のメリットがよく分かるような周知等を行っていただきたいとの意見がありました。

十八 会計年度任用職員の雇用状況についてただしたのに対し、「令和三年度においては、三百五十一名の採用を見込んでおり、八億九百十七万一千円を当初予算に計上している。」との答弁があり、委員から、六十五歳以上の方の人数をただしたのに対し、「令和三年三月一日現在で五十九名である。」との答弁があり、委員から、六十五歳までの元市職員の方を、令和三年度において雇用しないというような事例があるかについてただしたのに対し、「令和二年四月に制定した会計年度任用職員の任用に関する取扱要綱において、年齢に関する要件は定めがないが、各部署において必要性等に応じて判断しているため、採用しない場合もある。」との答弁があり、議長から、公平で適切な対応をお願いしたいとの意見がありました。

以上、午後四時五分に総括質問が終了し、委員会は延会しました。

十一日に引き続き、十二日午前十時から審査を再開し、各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。委員から、会計年度任用職員の雇用形態をただしたのに対し、「正規職員と同じ七時間四十五分勤務のフルタイムと、最大七時間勤務のパートタイムによる雇用形態がある。」との答弁があり、委員から、正規職員の待遇を下げないようにしつつ、会計年度任用職員の待遇を引き上げる財政措置を考えていただきたいとの意見がありました。

次に、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 市民会館耐震等改修設計業務委託料について、改修内容をただしたのに対し、「耐震化として、耐震補強と天井の改修、長寿命化として、屋上防水改修等を検討している。」との答弁があり、委員から、耐震等改修後の使用可能年数についてただしたのに対し、「五條市公共施設の対応方策等検討委員会から、耐震補強や長寿命化の工事により、今後三十年ないし四十年は安全かつ有効な使用が可能であるとの答申を受けている。」との答弁があり、委員から、費用対効果を考え、無駄のないようにしていただきたいとの意見がありました。

二 新庁舎道案内標識設置工事の内容についてただしたのに対し、「国道二四号に二箇所、国道百六八号に一箇所、国道三〇号に一箇所及び市

道須恵四号線に一箇所の合計五箇所に設置する計画である。」との答弁があり、委員から、道案内標識設計業務の委託内容についてただしたのに対し、「設計の計画、現状の把握、案内誘導の計画策定、道路標識の設置計画等である。」との答弁があり、委員から、設計・工事の費用は全て五條市が負担するかについてただしたのに対し、「新庁舎に関する看板であり、二分の一を県が負担する。」との答弁がありました。

三 地方創生推進事業委託料の内容についてただしたのに対し、「国の認定を受け、地方創生推進交付金が交付される事業であり、五條市地域商社株式会社に委託するもので、事業内容は、柿の葉ビジネス事業、人材育成事業、新商品開発事業である。」との答弁があり、委員から、財源についてただしたのに対し、「二分の一が国からの交付金で、残りが市の負担である。」との答弁がありました。

四 地域公共交通運行業務委託料の積算根拠についてただしたのに対し、「コミュニティバス五條コース五系統となつみ台続行便二台、デマンド型乗合タクシー四路線とデマンド型コミュニティバス一路線及び五條市デマンド交通の運行を想定した試算である。」との答弁があり、委員から、自宅から目的地まで送迎してくれる地域公共交通の早期実現をお願いするとの意見がありました。

五 新庁舎ネットワーク環境整備業務委託料の内容についてただしたのに対し、「新庁舎各フロア内の庁舎ネットワークの環境の設計・整備業務であり、非常電源やネットワーク機器の二重化対策も検討している。」との答弁がありました。

六 路線バス運行維持対策費負担金の内容についてただしたのに対し、「奈良県地域交通改善協議会及び五條市地域公共交通会議での協議に基づき、路線バスの運行を維持し、地域住民の生活に必要な移動手段の確保を目的として、必要経費から運賃収入等を差し引いた赤字部分を負担するものである。」との答弁があり、委員から、奈良交通の赤字部分を関係自治体が負担しているかについてただしたのに対し、「奈良県地域交通改善協議会及び五條市地域公共交通会議の協議に基づき、関係自治体が負担している。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

議第三号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、学校及び保育所等における保健管理に關し、専門的事項に関する指導に従事する校医師、校歯科医師及び薬剤師並びに保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医の報酬の額を改定するためのもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、報酬を増額する理由についてただしたのに対し、「県内他市の状況を確認し、見直しを行った。」との答弁があり、委員から、増額することによる他市との報酬の比較についてただしたのに対し、「今回の改正で一度に増額を行う予定ではないが、段階的に十二市の平均に近い形となるよう増額する。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

議第五号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染の危険がある中で業務に従事した職員に対する防疫等業務手当を支給するためのもので、当局の説明により了承した次第であります。

七 ごみ袋製作委託料についてただしたのに対し、「リスクマネジメントの観点から、大口と小口の二回に分けて発注する計画をしている。」との答弁があり、委員から、ごみ袋の不足についてただしたのに対し、「在庫を計算し、なくなる三箇月前にエコ・リレーセンターにごじょうにごみ袋が届くように発注を行いたい。」との答弁がありました。

八 実証作物園管理業務委託料についてただしたのに対し、「上野町の実証圃管理で、ひまわりの作付けを検討している。委託方法は、就労継続支援事業所に作業を依頼する予定である。」との答弁があり、委員から、令和二年度の実績より令和三年度の予算額が増額となっている理由についてただしたのに対し、「菜の花の作業分に加え、ひまわりの作業分を計上しているためである。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

九 ため池ハザードマップ作成業務委託料の内容についてただしたのに対し、「五十九池のハザードマップ作成を予定している。」との答弁があり、委員から、市民に対するため池ハザードマップの配布についてただしたのに対し、「市内の防災重点ため池百六十七箇所の氾濫解析を行い、図示し、最終的に公表し、市民に配布する。」との答弁があり、委員から、既に作成されている洪水ハザードマップに、ため池ハザードマップを集約できないかについてただしたのに対し、「危機管理課と調整中である。」との答弁があり、委員から、危機管理課と相談し、一つにまとめることができるなら、まとめていただきたいとの意見がありました。

十 県営一般農道整備事業負担金の内容についてただしたのに対し、「西吉野町湯塩地内で行われている、県営一般農道賀北線の二期工事である。」との答弁がありました。

十一 農業次世代人材投資資金の内容についてただしたのに対し、「経営基盤強化促進法に基づき、認定新規就農者に対し、就農してから五年間、一年当たり百五十万円を限度として支援する。」との答弁があり、委員から、効果が上がる事業を進めていただきたいとの意見がありました。

十二 高齢者就農支援・地産地消促進事業補助金の内容についてただしたのに対し、「定年後に就農を希望する高齢者を支援し、地産地消を進める法人に対して補助を行う事業であり、特定非営利活動法人ふるさと振興組合にて、野菜等をつくり、市内の保育所に給食用食材として搬

入する活動等を行っている。」との答弁がありました。

十三 環境保全型農業直接支払交付金の内容についてただしたのに対し、「環境保全に効果の高い営農活動に取り組んでいる農業団体に支援する事業であり、具体的には、有機農業を実施し、国際水準である農業生産工程管理（GAP）に取り組んでいる農業団体に対し支援する事業で、現在五団体が取り組んでいる。」との答弁がありました。

十四 五條の森林（もり）再生事業交付金の内容についてただしたのに対し、「森林環境譲与税を原資とし、間伐造林等の整備事業、未利用間伐材の利用促進事業、林業の担い手育成として林業整備士の資格取得支援事業、作業道整備事業及び災害被害林の整備事業を行う。」との答弁があり、委員から、対象者をただしたのに対し、「森林所有者等である。」との答弁がありました。

十五 ジビエル五條PR商品開発業務委託の内容についてただしたのに対し、「これまで開発したカレーや薫製肉の仕入れ及び新商品の山賊焼きの仕入れを計画している。」との答弁がありました。

十六 林産物加工施設費の原木購入費の用途についてただしたのに対し、「ラミナ材を約八〇〇立方メートル及びチップ材を約四〇〇トンの生産予定である。」との答弁があり、委員から、販売収入見込みについてただしたのに対し、「二千六百五十三万五千円を見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

十七 観光費が前年度と比較して約一千三百万円の減額となっている理由についてただしたのに対し、「毎年度予算計上していた吉野川祭り補助金一千百万円、吉野川活性化プロジェクト補助金百十万円に加え、令和二年度のみ予算計上していた備品購入費百六十四万六千円及び工事請負費三百三十万円を令和三年度予算に計上していないためである。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

十八 道路ストック点検業務委託料の内容についてただしたのに対し、「国の事業で、五年に一回の橋梁点検業務である。」との答弁があり、委員から、調査の進捗と現状についてただしたのに対し、「市内の四百橋の橋梁を一年間で八十橋ずつ点検し、橋梁工事を要する五十一橋のうち、現在七橋の修繕工事が完了している。」との答弁があり、委員から、五條駅南北橋の点検についてただしたのに対し、「令和三年度に点検を実施する予定である。」との答弁がありました。

十九 草刈剪定業務委託料の場所と、実証実験の結果をただしたのに対し、「場所は市内一円三〇、〇〇〇平方メートルで、道路や歩道付近の

草刈りを予定している。また、実証実験では、木質チップの色が変色していたり、草刈りが困難であるなどの結果が出ている。」との答弁がありました。

二十 大和二見駅前整備基本計画設計業務委託料の目的についてただしたのに対し、「駅の交通結節点機能強化や利用者の利便性向上を目指し、ターミナル機能の確保、駅前広場の整備及び県道二見御幸辻停車場線の拡幅及び歩道整備、伊勢街道踏切の拡幅及びバリアフリー化の計画等である。」との答弁がありました。

二十一 公園施設長寿命化計画策定業務委託の目的についてただしたのに対し、「長寿命化を要する部分の抽出を行い、計画を策定することにより、今後、この計画に基づく改修工事が国の交付金事業に採択されることである。」との答弁がありました。

二十二 住宅解体工事費及び住宅補修等工事費の内容についてただしたのに対し、「解体工事は、古い空き市営住宅の解体で、牧野住宅である。修繕工事は、新規に入居される空き市営住宅の修繕である。」との答弁があり、委員から、余りにも古い木造の市営住宅に入居していただくことのないようにしていただきたいとの意見がありました。

次に、消防費についてであります。

二十三 団員報酬の前年度との比較についてただしたのに対し、「減少している。」との答弁があり、委員から、対象人数をただしたのに対し、「五百三十五人である。」との答弁があり、委員から、団員の活動の確認方法についてただしたのに対し、「分団長からの報告と、現場に臨場した危機管理課職員が確認している。」との答弁がありました。

二十四 非常備消防費が前年度と比較して約一千二百万円の減額となっている理由についてただしたのに対し、「消防団被服購入費が減少し、消防団員の出勤手当等も令和二年度における実績から削減し、また、令和二年度において予算計上していた備品購入費について、令和三年度予算に計上していないためである。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

二十五 ICT支援員業務委託料の内容についてただしたのに対し、「一箇月に三回程度、市内八箇所の小・中学校にICT支援員を派遣している。」との答弁がありました。

二十六 小学校費及び中学校費の学校管理費が前年度と比較して減額になっている理由についてただしたのに対し、「小学校費は、学校の統合により光熱水費、警備費等の委託料が減額したためであり、また、中学校費は、臨時的な工事請負費がないためである。」との答弁がありま

した。

二十七 中央公民館費の耐震等改修設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、「耐震改修設計を行い、その後、屋上の防水工事、トイレの改修等により建物を長寿命化する。」との答弁があり、委員から、費用対効果を考えていただきたいとの意見がありました。

二十八 まちなみ案内委託料が、五條市の観光の基幹部門にもかかわらず、前年度と比較して減額となっている理由についてただしたのに対し、「課全体の予算を精査した結果、委託料を減額せざるを得なかった。今後については、令和四年度予算編成の際に検討していく。」との答弁があり、委員から、前向きな予算の検討についてただしたのに対し、「現在、コロナ禍で五條市への来訪者が少ないが、事態が終息し、来訪者が増えてくれば、その時点で検討してまいりたい。」との答弁がありました。

二十九 文化財保護費の補償補填及び賠償金の内容についてただしたのに対し、「榮山寺に隣接する民有地を買い取る史跡榮山寺行宮跡公有化事業で、建物、工作物や立木に対する補償である。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費・公債費・予備費についてであります。

三十 公債費が増額した要因についてただしたのに対し、「養護老人ホーム咲寮の用地購入費等と南和広域医療企業団への出資に係る過疎対策事業債等の償還が始まることが大きなき要因である。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳入についてであります。

三十一 市税が前年度と比較して、約一億円減少している理由についてただしたのに対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、個人住民税・法人市民税が減少することや、三年に一度の評価替えによる固定資産税の減少分を見込んでいます。」との答弁があり、委員から、市たばこ税が前年度より増額となっている理由についてただしたのに対し、「令和三年十月から、税制改正により税率が上昇するためである。」との答弁がありました。

三十二 国庫支出金と県支出金が前年度と比較して減少している理由についてただしたのに対し、「国庫支出金は、学校適正化改修工事等の終了に伴い、学校施設環境改善交付金が減額したためであり、また、県支出金は、奈良県強い農業づくり対策事業費補助金や鳥獣被害緊急対策事業費補助金等が減額したためである。」との答弁がありました。

以上、午後四時二十二分に一般会計の審査が終了し、委員会は延会しました。

十二日に引き続き、十五日午前十時から審査を再開し、特別会計及び企業会計の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

初めに国民健康保険特別会計についてであります。

一 今回の国民健康保険税条例の一部改正が予算編成に与える影響及び被保険者への影響についてただしたのに対し、「今回の改正は予算編成に影響はなく、また、被保険者にとっては減免となる対象事由が増えることにより、有利になると考える。」との答弁がありました。

二 保健衛生普及費の人間ドック委託料及び脳ドック委託料の受診者の見込数についてただしたのに対し、「どちらも二十五人の受診を見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計については質疑がありませんでした。

次に、介護保険特別会計についてであります。

議第八号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、第八期五條市介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の額を定めるため及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う文言の整備を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、基金がある中での介護保険料の上昇となる改正には反対であるとの意見がありました。また、委員から、介護保険料の上昇となる改正の理由についてただしたのに対し、「地域密着型の在宅サービス施設や小規模多機能型居宅介護施設の介護サービス費用を見込んでおり、また、ここ三年間に高齢化率が上昇するとの見込みから試算したためである。」との答弁があり、委員から、介護保険料の上昇となる改正をせず、現行の介護保険料に据え置いて介護保健事業を実施する場合についてただしたのに対し、「三年間給付額を据え置いた場合、高齢化率の上昇もあり、次の世代に大きな負担を強いることとなる。」との答弁がありました。

一 国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金が減額となった理由についてただしたのに対し、「保険料は三年間の見通しで試算しており、令和三年度は令和二年の実績見込みから試算して予算計上しているためである。」との答弁があり、委員から、介護保険料の上昇となる改正については反対であるとの意見がありました。

次に、大塔診療所特別会計及び農業集落排水事業特別会計につきましては、質疑がありませんでした。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

一 後期高齢者の医療費の一部負担割合の引上げについてただしたのに対し、「令和三年度予算には含まれていない。」との答弁がありました。次に、企業会計についてであります。

初めに、下水道事業会計につきましては質疑がありませんでした。

次に、水道事業会計についてであります。

一 漏水調査の結果及びその結果に基づいた漏水工事についてただしたのに対し、「現在、集計途中であるが、二十三件の漏水があり、軽微なものは逐一修繕をしている。」との答弁がありました。

二 開発業者からの負担金の残額が新年度予算に計上されているかについてただしたのに対し、「予算計上している。」との答弁がありました。

三 県域水道一体化に関し、その関連予算が含まれているかについてただしたのに対し、「人員の派遣に係る費用等は含まれていない。」との答弁があり、委員から、早め早めに問題を把握し、市民の皆様迷惑をかけないように頑張っていたきたいとの意見がありました。

以上が審査の概要であり、審査終了後、意見調整のため暫時休憩となり、再開後、当委員会に付託された十二議案につきましては、議案ごとに採決し、議第八号及び議第二十五号につきましては、起立採決となりましたが、起立多数で原案のとおり可決すべきものとすることに決定し、その他十議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであります。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありました中で、議第八号、五條市介護保険条例の一部改正及び議第二十五号、令和三年度五條市介護保険特別会計予算議定についての二議案について反対討論を一括して行いたいと思います。

まず最初に、議第八号、五條市介護保険条例の一部改正についてでございます。

御存じのように、四十歳から六十四歳までの方からいただいている介護保険料は国民健康保険特別会計でいただいております。六十

五歳以上の方につきましては、介護保険特別会計でいただいているわけでございます。今回の引上げは、また一部低所得者に対する軽減措置は、この六十五歳以上の方を対象とした条例改正になるわけでございます。そしたら、この改正が介護保険特別会計のどのような財政状況の中で行われているのかということも明らかにいたします。

令和元年度の決算が昨年の九月定例会で明らかになっておりますけれども、この令和元年度の決算で介護保険財政調整基金は三億四千九百二十八万円あります。そして令和二年度の決算ではどういいう見通しなのかといいますと、令和二年度の会計年度もこの月の末で終わりますけれども、まだ決算認定はされておられませんので、見込額で申し上げますと、二千七百万円の黒字ということでございます。これを足しますと、約三億七千六百二十八万円の基金と黒字額になるわけです。こういう下で、今回の改正が行われたわけでございます。

その改正の内容は議案説明、その他予算審査特別委員会でもされておりますけれども、特徴を申し上げますと、御存じのように六十五歳以上の皆さん方の介護保険料は一段階から十三段階に分けていただいております。今回の改正では一段階の皆さん方には現在、一人一年間で三万八千七百円ですけれども、これを三万九千六百円に引上げると、この差額、引上げの額は大体九百円ですね、途中を省きまして、一番最後の十三段階の皆さん方がどれぐらいの引上げになるのかということも明らかにしますと、十三段階の皆さん方は、現状は一人一年間で十六万二千五百四十円ですけれども、これを十六万六千三百二十円に改正されると、引上げられるということでもありますけれども、この引上げ額は三千七百八十円であるわけでございます。そして条例改正の中には軽減策も含まれております。一段階、二段階、三段階の所得の少ない方には軽減をするというのが今回の改正の主な内容になりますけれども、もう皆さん方も御存じのように、コロナ問題が発生しまして国の財政負担によりまして、介護保険料の減免がスタートしてその期限がこの月のまだ三十一日までであるわけです。市民の皆さん方には、コロナの影響で収入が減少する世帯に対し介護保険料を減額または免除しますから申し込んでくださいという通知を今現在しておるわけです。この間の広報五條の中にそれがまだ掲載されて市民に申請を促している今最中ですね、そんな中で、この条例が上がってきているわけでもあります。一段階、二段階、三段階の方には軽減措置があるということでもありますけれども、これは大事なことでございますけれども、やはりこれらのことは先ほど明らかにしました、平成元年度の三億四千九百二十八万円と令和二年度の決算見込み二千七百万円に対処すべきであります。そしてこの四段階から十三段階の皆さん方の引上げは今明らかにしたこの基金と黒字額で引上げを抑制するということ、このやり方が今コロナ禍でいろんな関係で大変な状況で頑張っている市民の皆さん方への対処の一番求められている重要なやり方ではないかというふうに考えます。したがって、今回のこの議第八号の一部改正につきましては、以上の内容をもちまして反対する次第であります。

次に、議第二十五号、令和三年度五條市介護保険特別会計予算議定についても反対を申し上げます。

御存じのように、この介護保険特別会計につきましては、歳入そしてまた歳出、両方の予算が計上されておりまして、大変重要な会計になるわけでありませけれども、議第八号で反対した六十五歳以上の皆さん方の引上げも含まれております。したがいまして、その分のみに反対いたしましたして、他の必要なことにつきましては賛成させていただくわけでございます。しかし結論としては議第八号の反対討論で申し上げましたことに基づきまして、議第二十五号の令和三年度五條市介護保険特別会計予算議定にも反対をさせていただく次第でございます。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 以上で討論を終結いたします。

これより本十二議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第三号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 次に議第五号、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 次に議第八号、五條市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司） 起立多数でございます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 次に議第二十二号、令和三年度五條市一般会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 次に議第二十三号、令和三年度五條市国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 次に議第二十四号、令和三年度五條市墓地事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第二十五号、令和三年度五條市介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。
なお、この採決は起立により行います。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第二十六号、令和三年度五條市大塔診療所特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第二十七号、令和三年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第二十八号、令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第二十九号、令和三年度五條市下水道事業会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第三十号、令和三年度五條市水道事業会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（山口耕司）昼食のため、一時三十分まで休憩します。

午前十一時五十七分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第四、本日提出されました議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第三十二号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十二号、令和二年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市一般会計補正予算（第十号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百九十八万六千円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ二百六十三億四千二百八十四万三千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

最下段の歳出でございます。

九款教育費、一項教育総務費、五目認定こども園整備事業費、十四節工事請負費の三百九十八万六千円でございますが、（仮称）五條B認定こども園建設工事の工事現場において、地中に工事の支障となるコンクリート構造物の存在が確認され、当該埋設物を早急に撤去する必要

があるため、所要の額を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

二十款繰越金において八万六千円を、二十二款市債において三百九十万円を追加いたしましたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、三ページを御覧願います。上段にございます、繰越明許費の補正、変更について御説明申し上げます。

九款教育費、一項教育総務費、(仮称)五條B認定子ども園整備事業につきまして、今回、歳出予算に追加いたしました三百九十八万六千円を増額し、補正前と合わせまして六千八百四十二万六千円を翌年度へ繰り越すもので、事業全体の完了は、令和四年六月を予定いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山口耕司) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「十二番」の声あり) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) 今の理由について、最初の見積りは今述べられたような理由のことは分からなかったのですか。見積りするとき現場の調査はどんな調査をしておりますの。

○議長(山口耕司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

現地の調査というのは、一通りは行っておるわけですが、ただ地中の埋設物までの確認というのは行っておらない、そのような状況でございます。

以上でございます。(「十二番」の声あり)

○議長(山口耕司) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) あとの議案に出てきますけれども、変更前の契約は六億九千七百八十四万円ですわな、違いますか。それだけ先、契約した中で、三百九十八万五千三百円ですわ。最初の見積りするとき現場の調査をしておいたら、今のような瓦礫の存在くらい分かるはずですよ。山を切り崩したり、そんなところに建てるん違うんやから、もともといろんな建物があった中に建てるのですから、もつとこの間契約

変更で追加が何回かあがっていますけれども、最初の見積りのときにもっと正確な調査をまずするように強く求めておきたいというように思っています。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 大谷議員の質問に関連するのですけれども、これは埋蔵文化財とかの調査で分かったのか、いつ状況が分かったのか教えていただきたいと思っています。

○議長（山口耕司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

埋蔵文化財の調査につきましては、以前に学校として使用しておった関係で、プールがこのくらいの位置にあったというような確認はできておりましたので、文化財としての調査はその部分はまだ破壊されておるだろうということで調査の方はしております。今現地設計の基盤まで掘削しておったところ、当時どういう状況だったか分かりませんが、プールを最終まで壊さずに残してあったところが確認できて、現在設計変更の方をさせていただきたいということで議案を上程させていただいているような状況でございます。以上でございます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 次に日程第五、本日提出されました議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第三十三号 工事請負契約の変更について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第三十三号、工事請負契約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、工事請負契約に関し、令和二年五條市議会第四回十二月定例会において議決をいただきました（仮称）五條B認定こども園建設工事につきまして、設計変更の必要が生じたため、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

設計変更の内容につきましては、当該園舎建設地において、地中に工事の支障となるコンクリート構造物等の存在が確認されたため、今後の工程等に遅延が生じないよう、当該埋設物を早急に撤去するための工事を追加するものでございます。

これに伴い、工事請負契約額を三百九十八万五千三百円増額し、変更後の契約金額を七億百八十二万五千三百円とし、請負者株式会社キタムラ代表取締役社長北村宏人と工事請負変更契約を締結しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この最初の契約のときの予定価格、それを明らかにしてくれませんか。

それと入札価格は幾らであったのか。

○議長（山口耕司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

予定価格税抜きで、六億三千四百四十七万円でございます。

入札金額につきましては、こちらでも税抜きで、六億三千四百四十万円でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）落札率九〇超えていますよ、これ。落札率九〇超えたぐらいの契約で、こんな三百九十八万五千三百円、これはもう元の落札でやってくれというふうには交渉をしていますか。交渉は。どうですか。

○議長（山口耕司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）工事請負契約の第十八条に条件変更という項目がございます。その中にはこういう自然、または人為的な設計施工条件と実際の工事現場が一致しないときには双方協議しながら設計変更ができるというような条文がございますので、そちらに基づいて設計変更の方をしておるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そういうふうには決まっておっても、九〇超えた落札率で追加が三百九十八万五千三百円ですやんか。交渉、皆さん方の立場から言うたら、そういう規定があっても、もうこれでやってくれませんかというように交渉すべきです。その辺、先ほど強調しましたように、最初見積りするときは建てる現場の調査をもっと正確によくしておかないとあきません。そしてこれぐらいの補正ぐらいやったら、もうこれでやってくださいという交渉をして、交渉が合意ならないのなら、それはまた考えなければなりませんけれども、やっぱり市民の皆さん方の税金を使うわけですから、そういう姿勢を理事者の皆さん方に強く求めておきたいというふうに思います。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第六、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）同第一号 五條市副市長の選任について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

樫内成吉副市長が、本年三月三十一日をもって退職することに伴い、その後任を選任するに当たり、地方自治法第六十二条の規定に基づき、議会の同意を求められておりました。その後任として、人見達哉氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、平成九年に奈良県に奉職し、以来二十四年にわたり、総務部知事公室政策調整課、総務部財政課等に勤務し、現在は県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課課長補佐兼まちづくりプロジェクト推進課課長補佐の職にございます。

奈良県の重要な施策の推進に積極的に取り組み、県政発展に貢献され、また行政の様々な分野にも精通し、人格も高潔で人望のある方とお伺いしております。

そうした同氏の豊富な経験は、五條市における様々な施策をより良きものにし、元気な五條市にするため大きな力を発揮していただけるものと確信するものであります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）このいただいた資料には、リニア推進・地域交通対策課課長補佐、まちづくりプロジェクト推進課課長補佐（兼務）となっておりませけれども、この二つの県庁での役割を引き続き果たしつつ五條市の副市長をしていたかどうかということですか。

○議長（山口耕司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

形としては県庁を退職されて、こちらの副市長に御就任いただくということでございます。よって県庁の職務は一旦ここで終了ということになるかと思えます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）もう一遍お聞きしますけれども、ここに兼務と書いてありますからね、上の二つの県庁の仕事をやりつつ五條市の副市長を務めていただくということですか、ちよつと結論だけ言ってください。

○議長（山口耕司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）再度御答弁申し上げます。

県庁の業務を兼務しながら当市の副市長に就任するということではございません。県の職務につきましては、三月三十一日で終了ということでございます。

以上でございます。

○議長（山口耕司）大谷議員、これは略歴でございますので、……略歴でそこに記入してあるだけでございますので。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたらなぜこんな説明書を出したのですか。……そしたら、五條市のリニア推進・地域交通対策課課長補佐とまちづくりプロジェクト推進課課長補佐を、五條市のこの二つの任務と副市長を兼務してもらおうという意味ですか。ややこしいですね。

○議長（山口耕司）大谷龍雄議員、それは略歴で、現在の五條市に来るまでの県の職名、二つの課を兼務しておるところでございます。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい、分かりました。

こんな重要な人事問題の説明書はもっと正確にせなあきませんよ。仮に県庁の仕事もやりつつ五條市の副市長もお願いするとなったら、与の問題が出てきますよ。県と五條市が半分半分出すのか、割合によって出すのかということが出てくるわけですからね、こんな人事問題の説明書はもっと正確にしてください。強く求めておきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第七、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）同第二号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第二号、五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち、間林耕司委員が本年六月三十日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり、同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

間林氏は、現在司法書士として、また五條市固定資産評価審査委員会委員長、五條市政治倫理審査会委員として御活躍いただいているところであります。

さらに人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的な能率的な事務に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する人であります。これらの経験と知見を生かし、職員の不利益処分などの審理に公平な判断をしていただけるものと強く確信いたす次第であります。議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第八、同第三号から同第五号までの三議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）同第三号 五條市固定資産評価審査委員の選任について。

同第四号 五條市固定資産評価審査委員の選任について。

同第五号 五條市固定資産評価審査委員の選任について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第三号から第五号までの三議案につきまして、いずれも五條市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市固定資産評価審査会委員であります間林耕司委員、山本喜代志委員、谷口幸雄委員の任期が、本年三月三十一日をもって満了となるため、その後任を選任するに当たり、議会の同意を求めらるるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思ひます。

同第三号は、間林耕司氏の再任をお願いするものであります。同氏は司法書士をされております。

同第四号は、山本喜代志氏の再任をお願いするものであります。同氏は元税務署職員で現在は税理士をされております。

同第五号は、谷口幸雄氏の再任をお願いするものであります。同氏は本市の元職員であり、税務課長補佐も経験され、地方税政にも精通しております。

三名とも専門分野に精通されており、識見はもとより、地価の動向、家屋の構造についても精通されており、また、信望が厚く、公平かつ公正、的確な判断を必要とする固定資産評価審査委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、令和三年四月一日からの三年間であります。

議員各位には御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本三議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よつて本三議案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第九、発議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第一号 総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査経費について。標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和三年三月二十五日提出

提出者 五條市総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結

に関する調査特別委員会

委員長 平 岡 清 司

○議長（山口耕司）地方自治法第一百七十七条の規定により、牧野雅一議員の退場を求めます。

〔四番 牧野雅一退場〕

○議長（山口耕司）総合体育館における事務及び事業の執行に関する事項を調査する総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会から、令和三年度における調査経費は百四十九万二千円以内とされたいとの申出がありました。

お諮りいたします。本件につきましては百四十九万二千円以内とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員でございます。

よつて本件は百四十九万二千円以内とすることに決しました。

牧野雅一議員の入場を許可します。

〔四番 牧野雅一入場〕

○議長（山口耕司）次に日程第十、発議第二号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第二号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。
令和三年三月二十五日提出

提出者	五條市議会議員	岩本	孝
賛成者	五條市議会議員	平岡	清司
〃	養田	全	康

○議長（山口耕司）地方自治法第一百七十七条の規定により、牧野雅一議員の退場を求めます。

〔四番 牧野雅一退場〕

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明を求めます。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号、牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

五條市政治倫理条例第二条では、議員は、法令等を遵守し、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうようなことがあつてはならないと規定されている。

しかしながら、牧野雅一議員は、官製談合防止法違反容疑等で奈良県警察に逮捕・起訴されるに至った。

公判の場においては、牧野雅一議員が当該起訴内容の一部を否認するものの、同様の容疑で逮捕・起訴された関係者との会話が記録された

媒体が検察側から提出されたこと等により、その後の返答に窮するといった場面も多々あった。

従前より、牧野雅一議員は、本市の財政健全化についての一般質問を数多く行い、市民の貴重な財産である財政調整基金を未来に温存する予算編成に取り組むべきであるなどと主張していたが、このような行為に手を染めていたことは、五條市政治倫理条例第二条の規定に反するものと考えられる、許し難い行為である。

これまで、令和二年五條市議会第一回臨時会をはじめ、令和二年第三回臨時会、さらに令和二年第二回六月定例会と三度にわたり、牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議が全員一致により可決されたが、いまだにその勧告に従っていない。

よって、五條市議会は、議会の品位の尊重と権威保持、そして議員の職責に鑑み、改めて牧野雅一議員に対し、速やかにその職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和三年三月二十五日

五條市議会

議員の皆様には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決すること決しました。

牧野雅一議員の入場を許可します。

〔四番 牧野雅一入場〕

○議長（山口耕司）この際、申し上げます。

樫内成吉副市長から発言の申出がありますので、発言を許します。樫内副市長。

〔副市長 樫内成吉登壇〕

○副市長（樫内成吉）ただいま山口議長から発言のお許しをいただきましたので、退任の御挨拶を申し上げます。

私、この三月末をもちまして、副市長を退任させていただくことになりました。

平成二十六年四月に副市長を拝命し、生まれ育った五條市のより一層の発展のために、市職員としての経験を生かし、もとより微力でありますが、市長の補佐役として誠心誠意全力を尽くすことを誓い、七年間、五條市政に携わらせていただきました。

この間、太田市長のもと、職員の皆様と多岐にわたる行政課題に取り組ませていただき、前向きに進めることができましたのは、太田市長、堀内教育長はじめ、職員の温かいサポート、そして市民や議員の皆様、多くの関係者との出会いやふれあい、そして御理解と御協力を賜ったおかげであり、心からお礼と感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は、日本のデジタル化の遅れを浮き彫りにいたしました。これを踏まえ、国においては、本年九月にデジタル庁を創設し、デジタル社会の構築に向けて加速させるなど、時代が大きく転換するときにあつて、職員の皆様には、常に市民視線を忘れず、何をすべきか、何ができるのかを考え、状況の変化に対応した事業や施策に取り組んでいただきたいと思ひます。

結びに、今年の秋に、新しい庁舎において業務が開始されます五條市が、五條市ビジョンの将来像である「五條、ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち」として、限らない御発展と市民の皆様様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、私の退任の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（山口耕司） 檜内副市長には、平成二十六年四月一日から副市長として七年間にわたり、本市の発展のため御尽力をいただきましたことに深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

特に、教育部長として在職中から、本市の学校適正化事業について御尽力をいただきましたことなど、その御苦勞に対し重ねて深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

檜内副市長には、今後とも御自愛をいただきますとともに、ますます御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。
本当にありがとうございました。

○議長（山口耕司） この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（山口耕司） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には令和三年度各会計予算を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精勵を賜り厚く御礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重され、

市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で閉会の挨拶いたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和三年第一回市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会の期間中、本会議や委員会において慎重審議を賜り、令和三年度一般会計予算をはじめ、全議案について原案のとおり御議決をいただき、心からお礼を申し上げます。

議員各位より賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

施政方針においても申し上げましたが、合併算定替えの終了に伴う地方交付税の減少などにより、本市の財政は大変厳しい状況となっておりますが、今後とも有利な補助金や地方債の活用を始め、行財政改革の推進などによる「財源の確保」に努めながら、市民福祉の向上はもとより未来を担う子や孫のために、教育の充実など、各種の基盤整備に積極的に取り組んでまいり所存であります。

さて、来る令和三年度においては、ワクチンの接種を始めとする新型コロナウイルス感染症対策や官製談合事件から市民の皆さんの信頼を取り戻すための取組など、解決が急がれる行政課題が山積しておりますが、本年十一月に予定しております新庁舎の開庁を新たな契機として、より一層、市政発展に全力を傾注してまいりますので、さらなる御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位には時節柄一層の御自愛をいただき、市民福祉向上のため各般にわたり御精励をいただきますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）これをもちまして、令和三年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後二時十四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員	議 會 議 長
養 田 全 康	伊 谷 賢 司	大 谷 龍 雄	山 口 耕 司